

【自殺対策計画】の進捗状況（令和5年度実績・令和6年度見込）

令和6年度第1回住民福祉審議会【資料2-3】

「第1期自殺対策計画」（計画期間：令和元年度～令和6年度）

計画期間の総括（R1～R6年度）

個別施策	施策内容（計画記載）	R5実績	R6見込	主な成果	今後の課題・方向性	所管課
------	------------	------	------	------	-----------	-----

<基本施策>

【基本施策】1. 地域のネットワークの強化

① 庁内の連携体制構築	国の自殺総合対策大綱に基づき、関係機関ならびに民間団体等と緊密な連携を図るとともに、自殺対策を総合的に推進するために、関係機関や専門家及び町職員を構成員とする「自殺対策連絡協議会」の設置のあり方を検討します。	関係機関との連携を行い、協議会設置に向け検討を行った。	関係機関との更なる連携や協議会設置に向け検討	関係機関との連携を行い、協議会設置に向け検討を行った。	庁内の連携をより強化し、「自殺対策連絡協議会」の設置のあり方を検討していく。	福祉推進課
	相談事業や様々な調査を通じ、支援を必要とする人を見逃さないようにし、庁内で連携しながら支援を実施します。	地域生活支援拠点等施設や他の関係機関とも連携しつつ、相談ケースの整理を行いながら、より個々のニーズに合わせた細かな支援を行っている。	自殺対策の推進に向け、庁内での連携を推進	地域生活支援拠点等施設や他の関係機関とも連携しつつ、相談ケースの整理を行いながら、より個々のニーズに合わせた細かな支援を行った。	今後も支援を必要とする人の把握に務め、これまで以上に支援機関や庁内においてスムーズに連携を行い、ニーズの掘り起こしや支援の充実を図る。	福祉推進課
② 地域福祉のネットワークとの連携による支援の推進	地域住民、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）や保健所、地域包括支援センター等、地域福祉のネットワークと連携し、自殺予防を推進します。	個別のケースについては、地域住民や関係機関、団体、行政など他機関と連携を図り、ケース対応を行っている。	関係機関・団体との連携により自殺対策を推進 個別ケースについて、地域住民や関係機関、団体、行政など他機関と連携を図り、ケース対応を行う。	コロナ禍で会議開催等も難しかったこともあり、自殺予防を推進するまでの具体的取組にまでは至っていない。しかし個別のケースについては、地域住民や関係機関、団体、行政など他機関と連携を図り、ケース対応を行うことができた。	個別の対応のみならず、地域で一人ひとりを支えられる見守りシステムの構築を目指していく。	福祉推進課
	独居者、生活困窮者、引きこもり等、自殺リスクにつながり得る問題や悩みを抱える傾向のある人々に対し、異変に気づいた際に適切な支援につなぐことができるよう、住民、民生委員児童委員、関係団体と連携し、見守る体制づくりに努めます。	民生委員児童委員や包括支援センター、その他関係団体等と連携し、日頃からの見守り体制を構築している。必要に応じ、関係期間で連携を行いながらケース対応を行った。	民生委員児童委員や包括支援センター、その他関係団体等と連携するとともに、必要に応じ、関係期間で連携を行いながらケース対応を行う。	民生委員児童委員や地域包括支援センター、その他関係団体等と連携し、日頃からの見守り体制を構築することができた。必要に応じ、関係期間で連携を行いながらケース対応を行うことができた。	独居者、生活困窮者、引きこもり等、自殺リスクにつながり得る問題や悩みを抱える傾向のある人々に対し、異変に気づいた際に適切な支援につなぐことができるよう、今後も関係期間で見守る体制づくりに努める。	福祉推進課

【基本施策】2. 自殺対策を支える人材の育成

① 庁内職員に対する研修等の実施	自殺対策に対する意識の高揚を図るとともに、窓口業務や各種相談対応等において自殺のサインに気づくことができるよう、職員に対するゲートキーパー研修等の開催を通じて、自殺対策を支える人材の育成に努めます。	◆こころの健康家族教室で、精神障害者の家族を対象にゲートキーパー研修を実施。教室に従事する庁内職員にもゲートキーパー研修を実施し、自殺対策を支える人材の育成に努めた。	専門職など町職員へのゲートキーパー研修実施を検討	コロナ禍ではゲートキーパー養成研修は一時中止を余儀なくされたが、R5に精神障害者家族へのゲートキーパー研修を実施し、町職員も受講した	相談や支援の担い手となる町職員に対するゲートキーパー養成研修等を実施していく。	福祉推進課
		特に具体的に事業は実施していないが、国・府からの関連情報は適宜共有している。総合生活相談や人権相談等の各種相談の中で、希死念慮を含めて精神的に不安定な方の相談に応じる体制は構築している。	国・府からの関連情報は適宜共有。総合生活相談や人権相談等の各種相談の中で、希死念慮を含めて精神的に不安定な方の相談に応じる体制を構築。	特に具体的に事業は実施していないが、国・府からの関連情報は適宜共有している。総合生活相談や人権相談等の各種相談の中で、希死念慮を含めて精神的に不安定な方の相談に応じる体制は構築している。	総合生活相談という広範な課題を扱う窓口において、どこまで支援を行うかについての課題があるが、初動の重要性は認識しており、引き続き、研修等とおして職員の資質向上に努める。	人権文化センター
	職員に対するメンタルヘルスに関する相談や研修の実施により、自殺対策に関わる庁内職員を支援します。	産業医及び衛生管理者による健康相談を毎月1回実施するとともに、ストレスチェックを1回実施した。	産業医及び衛生管理者による健康相談を毎月1回実施するとともに、ストレスチェックを実施	町職員に対し、産業医及び衛生管理者による健康相談を毎月1回実施するとともに、ストレスチェックを1回実施した。	引き続き、健康相談やストレスチェックを実施するとともに、必要に応じてメンタルヘルス対策に関する研修を実施する。	人事課

「第1期自殺対策計画」（計画期間：令和元年度～令和6年度）				計画期間の総括(R1～R6年度)		
個別施策	施策内容(計画記載)	R5実績	R6見込	主な成果	今後の課題・方向性	所管課
② 各種団体に対するゲートキーパー研修の実施	地域で見守りや相談を行う方、ボランティアや様々な支援活動に取り組む方、高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉のサービス提供に関わる方・各種団体等に対し、ゲートキーパー研修の受講を促進します。	◆こころの健康家族教室で、精神障害者の家族を対象にゲートキーパー研修を実施。 ◆民生委員児童委員協議会においてゲートキーパー研修を実施。	事業所、医療機関等の職員に対するゲートキーパー研修を検討	コロナ禍ではゲートキーパー養成研修は一時中止を余儀なくされたが、R5に精神障害者家族、民生委員児童委員に対するゲートキーパー研修を実施した。	各種団体、事業所職員に対するゲートキーパー研修等をすすめていく。	福祉推進課
【基本施策】3. 住民への啓発と周知の充実						
① 広報媒体を活用した啓発の実施	相談窓口や支援団体の一覧を示したリーフレットを配付し、自殺予防と自殺リスクの早期発見に向けた啓発を実施します。 広報しまもとや町ホームページにて、自殺予防週間(9月10日～16日)・自殺対策強化月間(3月)等に合わせ、自殺対策の情報や相談窓口、サポートが受けられる専門機関の案内を掲載し、自殺対策の周知や理解促進を図ります。	◆広報誌・ホームページにおいて相談機関の情報提供を行った。3月の自殺対策強化月間には啓発事業の実施を予定している。 ◆担当課窓口で自殺予防に関する相談窓口が記載されたリーフレットを設置した。	◆広報誌・チラシ・HP・SNS等を活用し、情報提供を実施	コロナ禍で街頭啓発等は中止となったが、チラシ、広報誌・HP・SNS等での啓発・情報発信は実施した。	今後も経済・生活・健康などによる自殺リスクの増加が懸念される。悩みを抱える人を早期発見するためにも、相談先の情報を伝え、相談窓口につながるよう取り組んでいく。	福祉推進課
② 健康づくりに関する啓発の充実	健康づくりや健康に対する正しい知識の普及啓発と併せて相談窓口の情報を提供し、自殺対策に関する情報や各種相談窓口、支援機関等の啓発に努めます。	健康に関する啓発に併せて窓口等の啓発を行った。	健康に関する啓発に併せて窓口等の啓発を行う。	健康に関する啓発に併せて窓口等の啓発を行った。	継続実施	すこやか推進課
	母子健康手帳交付時等の際に、産後うつや育児に関する悩みの相談窓口、支援情報の啓発を充実します。	母子健康手帳交付時に産後うつの症状とあわせ、大阪府妊産婦こころの相談センターの情報を提供している。 また、妊娠中や出産後に、母親自身の気持ちや育児のことで相談があれば、すこやか推進課で対応できることを啓発し、相談に対応している。 母子健康手帳交付：229件	母子健康手帳交付時に産後うつの症状とあわせ、大阪府妊産婦こころの相談センターの情報を提供 妊娠中や出産後に、母親自身の気持ちや育児のことで相談があれば、すこやか推進課で対応できることを啓発し、相談に対応	母子健康手帳交付時に産後うつの症状とあわせ、大阪府妊産婦こころの相談センターの情報を提供することができた。 また、妊娠中や出産後に、母親自身の気持ちや育児のことで相談があれば、すこやか推進課で対応できることを啓発し、相談に対応した。	産後うつなど、妊娠・出産期における心身の不調の把握や対応に努め、関係機関と連携した支援を図っていく。	すこやか推進課
	保健所等の関係機関と連携し、講座や広報しまもとを通じて、こころの健康やこころの病気、精神保健福祉に関する啓発を行います。	嘱託医(精神科医)による出張相談「こころの健康相談」を茨木保健所と連携し、月1回開催。「こころの健康家族教室」の開催についても、開催している。	嘱託医(精神科医)による出張相談「こころの健康相談」を茨木保健所と連携し、月1回開催 「こころの健康家族教室」を開催	嘱託医(精神科医)による出張相談「こころの健康相談」を茨木保健所と連携し、月1回開催 「こころの健康家族教室」も開催	引き続き、関係機関と連携し、啓発活動に努める。	福祉推進課 すこやか推進課
③ 福祉サービスや制度の情報提供	福祉サービスや制度の情報提供に併せて、自殺対策に関する情報や各種相談窓口、支援機関等の啓発に努めます。	支援を必要としている人が必要な支援を受けられることができるよう、「福祉の手引き」や「事業所ガイドブック」、その他相談機関の情報提供を行った。また、相談支援事業所へ支援が必要なケースをつなぐなど、ニーズに合わせた対応を行っている。	「福祉の手引き」や「事業所ガイドブック」、その他相談機関の情報提供を実施	支援を必要としている人が必要な支援を受けられることができるよう、「福祉の手引き」や「事業所ガイドブック」、その他相談機関の情報提供を行った。また、相談支援事業所へ支援が必要なケースをつなぐなど、ニーズに合わせた対応を行うことができた。	引き続き福祉サービスや制度の情報提供に併せて、自殺対策に関する情報や各種相談窓口、支援機関等の啓発に努める。	福祉推進課

「第1期自殺対策計画」（計画期間：令和元年度～令和6年度）				計画期間の総括(R1～R6年度)		
個別施策	施策内容(計画記載)	R5実績	R6見込	主な成果	今後の課題・方向性	所管課
【基本施策】4. 生きることを促す支援の充実						
① 居場所づくり・生きがいの推進	身近なところで気軽に立ち寄り、語り合える場づくりを推進し、子育て世代や高齢者、障害者等が孤立することなく、日常的なつながりを持てる居場所づくりに努めます。	◆子どもの居場所づくりの一環として、子ども食堂への補助制度を実施し、子ども食堂の開設・運営を支援。 ◆町内の子ども食堂数:9か所 →一小校区1、二小校区3、三小校区2、四小校区3	子どもの居場所づくりの一環として、子ども食堂への補助制度を実施し、子ども食堂の開設・運営を支援	補助制度を活用して「子ども食堂」の開設・運営支援を行い、各小中学校区に1つ以上の設置を達成し、令和5年度には9か所の食堂が開設されている。	箇所数は十分増加したことから、今後は、内容の充実・連携・周知などに力点を置き、各子ども食堂の運営の安定化、プログラムの充実、開催回数の増加、食堂間や関係機関との連携強化、住民への周知強化などを図っていく。	福祉推進課
		◆園庭開放＝予約制にして週1回実施した。 ◆夏の遊び場＝熱中症予防の観点から、屋内での遊び場や交流機会の提供のため「夏のおそび場」を拡大実施(全11回)し、利用者数の増加に努めた。	保育施設の園庭開放、ふれあいセンターでの夏の遊び場を開催 園庭開放(週1回)を予約制にして実施する。 熱中症予防の観点から、屋内での遊び場や交流機会の提供のため「夏のおそび場」を拡大実施(全12回)し、利用者数の増加に努める。	保育施設の園庭開放、ふれあいセンターでの夏の遊び場を開催した。	引き続き居場所づくりに努める。	子育て支援課
	障害者に対する理解を深めるとともに、生きがいを促進し、周囲とつながりながら生きることを支援します。	新型コロナウイルス感染症拡大の状況を見つ、町内に居住している精神障害者グループワークを開催し、生きがいの場の促進を支援した。また、障害者差別解消法や障害者週間には、SNSや広報等で理解を深める取組みや障害者の作品展を開催。	障害者理解に関する啓発・情報発信を実施	コロナ禍で障害者理解に関する研修は中止となったが、広報誌・WEB等で情報発信を行った。	引き続き障害者に対する理解を深める取組みや、生きがいを促進し、周囲とつながりながら生きることを支援を行っていく。	福祉推進課
	健康づくりやスポーツ活動等を通じた生きがいを促進するとともに、住民同士の交流や多世代交流を促し、支え合う関係づくりのきっかけをつくります。	◆ふれあいスポーツ教室＝障害者(児)の方を対象にスポーツ教室を開催。 ◆精神障害者グループワーク＝精神障害者の社会参加や自立、交流、仲間づくりを目的として、月に一回グループワークを開催。	ふれあいスポーツ教室、精神障害者グループワークを開催	ふれあいスポーツ教室、精神障害者グループワークを開催	継続実施	福祉推進課
		町民スポーツ祭が開催され、スポーツレクリエーション祭の開催については中止となったが、スポーツ教室などを開催するとともに、町立体育館等体育施設の貸出や各種スポーツ関係団体への情報提供や連絡調整を行った。	スポーツやレクリエーションをとおして、生涯にわたり健康や体力を保持し、生きがいを持てる機会の提供に努める。 また、町立体育館等体育施設の貸出や各種スポーツ関係団体への情報提供や連絡調整を行う。	コロナ禍により町民スポーツ祭が縮小開催され、スポーツレクリエーション祭は中止されたが、感染拡大予防に努めながら可能な範囲でスポーツ教室などを開催するとともに、町立体育館等体育施設の貸出や各種スポーツ関係団体への情報提供や連絡調整を行った。	継続実施	生涯学習課
		高齢者を地域で支えている団体等が参画して、高齢者の地域課題などを検討していく生活支援体制整備協議体(ささえ愛ネットワーク)の会議や座談会などを実施	高齢者を地域で支えている団体等が参画して、高齢者の地域課題などを検討していく島本町生活支援体制整備協議体(ささえ愛ネットワーク)の会議や座談会などを実施	参加団体による情報交換や高齢者の地域課題などを検討していく中で、参加団体による高齢者の買い物支援や地域サロンなど新たな取組が立ち上がった。	継続実施	高齢介護課

「第1期自殺対策計画」（計画期間：令和元年度～令和6年度）				計画期間の総括(R1～R6年度)		
個別施策	施策内容(計画記載)	R5実績	R6見込	主な成果	今後の課題・方向性	所管課
② 自殺未遂者に対する包括的な支援の実施	保健所・救急医療機関・精神科医療機関・消防・警察との連携を強化し、自殺未遂者を早期に専門機関へつなぎ、包括的な支援を実施できる体制の構築を図ります。	各関係機関と適宜情報共有を行い連携しながら、個別ケースの対応を行った。	各関係機関と適宜情報共有を行い連携しながら、個別ケースの対応を行う。	各関係機関と適宜情報共有を行い連携しながら、個別ケースの対応を行っている。	引き続き保健所・救急医療機関・精神科医療機関・消防・警察との連携を強化し、自殺未遂者を早期に専門機関へつなぎ、包括的な支援を実施できる体制の構築を図る。	福祉推進課
	保健所から情報提供を受けた自殺未遂者を適切な支援機関につなぎ、自殺の再企図防止に努めます。	茨木保健所と連携し、適切な支援機関とのつなぎや、医療機関との連携、家族の相談にも積極的に応じ、自殺の再企図防止や、自殺リスクの高いケースに対応	茨木保健所と連携し、適切な支援機関とのつなぎや、医療機関との連携、家族の相談にも積極的に応じ、自殺の再企図防止や、自殺リスクの高いケースに対応	茨木保健所と連携し、適切な支援機関とのつなぎや、医療機関との連携、家族の相談にも積極的に応じ、自殺の再企図防止や、自殺リスクの高いケースに対応している。	引き続き茨木保健所と連携し、適切な支援機関とのつなぎや、医療機関との連携、家族の相談にも積極的に応じ、自殺の再企図防止に務める。	福祉推進課
③ 遺族への支援	遺族から相談を受けた場合には、関係機関と連携して、相談窓口の情報提供等の支援を行います。	9月の自殺予防週間、3月の自殺対策強化月間において広報やホームページで自死遺族相談の情報提供を実施	9月の自殺予防週間、3月の自殺対策強化月間において広報やホームページで自死遺族相談の情報提供を実施	9月の自殺予防週間、3月の自殺対策強化月間において広報やホームページで自死遺族相談の情報提供を行うことができた。	引き続き遺族から相談を受けた場合には、関係機関と連携して、相談窓口の情報提供等の支援を行う。	福祉推進課
	ゲートキーパー研修・講座等を通じて自殺や遺族に対する理解を深め、偏見をなくしていくことで、遺族が安心して悩みを打ち明けられる環境をつくり、こころのケアにつなぎます。	遺族からの相談としては実績はないが、相談があれば、いつでも情報提供できるよう遺族相談の案内を窓口を設置し、対応している。遺族が安心して悩みを打ち明けることができるよう茨木保健所の嘱託医(精神科医)がふれあいセンターに出張し、家族の相談に対応できる「こころの健康相談」を開催している。	遺族からの相談としては実績はないが、相談があれば、いつでも情報提供できるよう遺族相談の案内を窓口を設置し、対応している。遺族が安心して悩みを打ち明けることができるよう茨木保健所の嘱託医(精神科医)がふれあいセンターに出張し、家族の相談に対応できる「こころの健康相談」を開催	遺族からの相談としては実績はないが、相談があれば、いつでも情報提供できるよう遺族相談の案内を窓口を設置し、対応している。遺族が安心して悩みを打ち明けることができるよう茨木保健所の嘱託医(精神科医)がふれあいセンターに出張し、家族の相談に対応できる「こころの健康相談」を開催している。	引き続き遺族が安心して悩みを打ち明けられる環境をつくり、こころのケアにつなげていく。	福祉推進課
④ 安全な生活を確保するための支援	関係機関と連携し、消費生活問題の包括的な被害防止に取り組み、相談を行った住民に対して、相談を行った後の状況や問題解決の進捗等のフォローを行う等、継続的な支援に努めます。	◆ふれあいセンターで消費者相談を週3日実施し、相談者に対して、相談後の状況や問題解決の進捗等のフォローを行う等、継続的な支援に努めている。 ◆消費者トラブル等に関する情報を広報誌・SNSで随時発信 ◆関係機関と連携し、消費啓発に関する出前講座を開催	◆ふれあいセンターで消費者相談を実施 ◆消費者トラブル等に関する情報を広報誌・SNSで随時発信 ◆関係機関と連携し、消費啓発に関する出前講座を開催	消費者相談を実施(週3日) 消費者トラブル等に関する情報を広報誌・SNSで随時発信 消費啓発に関する出前講座を実施	複雑化、多様化する消費者問題に適切に対応する。	にぎわい創造課
	犯罪の加害者・被害者として犯罪に巻き込まれることのないように、防犯活動を推進し安全な地域をつくります。	島本町防犯委員会が全国地域安全運動期間中に街頭啓発や、夏まつりでの巡回パトロールを実施した。 島本町防犯委員会主催の防犯に関する映画上映会を後援した。	島本町防犯委員会が実施する全国地域安全運動期間中の街頭啓発や、夏まつりでの巡回パトロールを実施する予定。	コロナ禍で街頭啓発等は中止となったが、R4頃から街頭啓発や巡回パトロールを再開	継続実施	危機管理室
④ 安全な生活を確保するための支援	被災者生活再建支援施策の1つとして、こころのケア・相談窓口等の設置・周知を検討します。	災害発生時にはこころのケアに関する対応を実施する	当該年度において相談窓口等を設置するような災害が発生していない。保健所が実施するこころの健康相談への協力については、地域防災計画の定めに基づいて実施する。	相談窓口等を設置するような災害は発生しなかったが、保健所が実施するこころの健康相談への協力については、地域防災計画の定めに基づいて実施した。	設置の経験がないため、職員に地域防災計画の修正の中で内容の理解を進める必要がある。	危機管理室
【基本施策】5. 児童・生徒のSOSの出し方に関する教育の推進						
① SOSの出し方に関する教育の推進	いのちや暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいのか具体的な実践的な方法を学ぶとともに、つらいときや苦しいときには助けを求めてもよいということを学ぶ教育を推進します。	児童生徒が困ったときにいつでもヘルプサインが出せるよう、大人との信頼関係構築に努めた。	児童生徒が困ったときにいつでもヘルプサインが出せるよう、スクールカウンセラーをはじめ、多くの教職員との信頼関係構築に努める。	児童生徒が困ったときにいつでもヘルプサインが出せるよう、スクールカウンセラーをはじめ、多くの教職員との信頼関係構築に努めた。 また、SOSの出し方に関する授業を実施した。	今後も継続して実施するとともに、各小中学校において、SOSの出し方に関する授業等の充実を図る。	教育推進課
	相談窓口に掲載した資料を児童・生徒に配付し、SOSを出すための相談先の周知・啓発を図ります。	相談窓口、連絡先一覧等を配布し、周知・啓発を図った。	相談窓口、連絡先一覧等を配布し、周知・啓発を図る。	相談窓口、連絡先一覧等を配布し、周知・啓発を図った。	継続実施	教育推進課

「第1期自殺対策計画」（計画期間：令和元年度～令和6年度）				計画期間の総括(R1～R6年度)		
個別施策	施策内容(計画記載)	R5実績	R6見込	主な成果	今後の課題・方向性	所管課
② 地域・学校・保健・福祉の連携	児童・生徒の情報を関係機関と共有し、速やかな相談・指導体制を構築します。	相談窓口、連絡先一覧等を配布し、周知・啓発を図った。	相談窓口、連絡先一覧等を配布し、周知・啓発を図る。	相談窓口、連絡先一覧等を配布し、周知・啓発を図った。	継続実施	教育推進課
	全小中学校にスクールカウンセラーを、全小学校にスクール・ソーシャルワーカーを派遣し、継続して教育相談体制の充実や生徒指導対応、校内ケース会議等に取り組み、児童・生徒の自殺リスクの早期発見・早期対応に努めます。	全小中学校でスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーを活用し、教育相談体制や生徒指導対応の充実を図り、児童・生徒の自殺リスクの早期発見・早期対応に努めるとともに、小中学校間での引き継ぎでも活用した。	全小中学校でスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーを活用し、教育相談体制や生徒指導対応の充実を図り、児童・生徒の自殺リスクの早期発見・早期対応に努める。小学校においてスクールカウンセラーの配置時間を増やす。	全小中学校における教育相談体制や生徒指導対応の充実を図るとともに、児童・生徒の自殺リスクの早期発見・早期対応に努めた。また、小学校においてスクールカウンセラーの配置時間を増やし、さらなる体制充実が進んだ。	継続実施	教育推進課
③ 教職員に対する研修・支援の推進	すべての教職員が子どもたちの自殺について対応できるよう、自殺対策に関する研修を実施します。	すべての教職員が子どもたちの自殺について対応できるよう、小中学校に周知・啓発を図った。	子ども一人一人の小さな変化に気づき、すべての教職員が自殺について対応できるよう、小中学校に周知・啓発を図る。	子ども一人一人の小さな変化に気づき、すべての教職員が自殺について対応できるよう、周知・啓発に努めた。	継続実施	教育推進課
④ こころの教育の充実	各学校及び教育センターにおける教育相談の充実を図り、不登校、いじめ、非行問題等の対応に努めます。	小中学校及び教育センターにおいて、教育相談の充実を図り、不登校、いじめ、非行問題等の対応に努めた。	小中学校及び教育センターにおいて、教育相談の充実を図り、不登校、いじめ、非行問題等の未然防止、早期対応に努める。	小中学校及び教育センターにおいて、教育相談の充実を図り、不登校、いじめ、非行問題等の未然防止、早期対応に努めた。	継続して教育相談の充実を図り、適子ども一人一人の適切なアセスメントから、未然防止、早期対応に努めていく。	教育推進課
	道徳教育や人権教育、教育相談機能の充実を通じ、児童・生徒一人ひとりの「生きる力」や豊かな人間性を育みます。	道徳教育を柱に、児童生徒が多面的・多角的に物事を考える力及び生きる力を育むことができる教育の充実に努めた。	道徳教育を柱に、児童生徒が多面的・多角的に物事を考える力及び生きる力を育むことができる教育の充実に努める。	道徳教育を柱に、児童生徒が多面的・多角的に物事を考えることができ、且つ生きる力を育む教育の充実に努めた。	継続実施	教育推進課
⑤ 児童虐待防止の推進	保護者への支援を通じて虐待の未然防止に努めるとともに、児童相談所等と連携し、虐待の早期発見・早期対応に努めます。	面談・訪問・電話等を通じて保護者へ助言・指導を実施し、家庭環境の把握に努めた。 また、子育て世代包括支援センターと連携し、必要に応じて保健師と家庭訪問する等の支援を実施 対応困難事例等については、児童相談所に適宜助言を求め、早期の対応に努めた。	面談・訪問・電話等を通じて保護者へ助言・指導を実施し、家庭環境の把握に努める。 また、子育て世代包括支援センターと連携し、必要に応じて保健師と家庭訪問する等の支援を実施する。 対応困難事例等については、児童相談所に適宜助言を求め、早期の対応に努める。 また、R6年度から、「家庭児童相談スーパーバイザー」(心理職)による個別ケース検討を実施し、多様化・複雑化する事例に対して専門的知見による助言を得ることで対応力の強化に努める。	・面談・訪問・電話等を通じて保護者へ助言・指導を実施し、家庭環境の把握に努めた。 ・子育て世代包括支援センターと連携し、必要に応じて保健師と家庭訪問する等の支援を実施 ・対応困難事例等については、児童相談所に適宜助言を求め、早期の対応に努めた。	引き続き関係機関との連携を密にし、相談先のさらなる周知・啓発を図る。	子育て支援課
⑥ 支援教育の充実	特別な支援を必要とする児童・生徒が困難を抱え込まないよう、関係機関と連携しながら状況に応じた支援に取り組めます。	悩みを抱えたときに、助けを求めることができるよう、関係機関と連携しながら状況に応じた支援に取り組んだ。また、小中学校の支援教育コーディネーターが中心となり、児童生徒の状況把握に努めた。	悩みを抱えたときに、助けを求めることができるよう、関係機関と連携しながら一人一人の状況に応じた支援に取り組む。また、小中学校の支援教育コーディネーターが中心となり、児童生徒の状況把握に努める。	悩みを抱えたときに、助けを求めることができるよう、関係機関と連携しながら一人一人の状況に応じた支援に取り組む。また、小中学校においては、支援教育コーディネーターを中心に、児童生徒の状況把握に努めた。	継続して取り組み、状況把握と児童生徒に応じた支援の充実を図っていく。	教育推進課

「第1期自殺対策計画」（計画期間：令和元年度～令和6年度）

計画期間の総括(R1～R6年度)				計画期間の総括(R1～R6年度)	
個別施策	施策内容(計画記載)	R5実績	R6見込	主な成果	今後の課題・方向性

<重点施策>

【重点施策】1. 生活困窮者・無職者・失業者に対する自殺対策の推進

① 低所得者支援の充実 ② 生活困窮者への自立支援の充実(再掲) 第4期地域福祉計画 基本目標3-5(3)	訪問等の機会を通じて生活保護受給世帯や家族の状況を把握し、必要に応じて関係機関と連携し、支援します。	生活保護法に基づく扶助等を実施し、就労支援など被保護者の自立の助長に努めている。 保護世帯数 123世帯数 (令和5年9月末現在)	生活保護法に基づく扶助等を実施し、就労支援など被保護者の自立の助長に努めている。	生活保護法に基づく扶助等を実施し、就労支援など被保護者の自立の助長に努めた	継続実施	福祉推進課
	様々な事情で経済的に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなるおそれのある人の早期発見・把握に努めます。	定期的に広報しまもとやしまもと社協だよりに掲載し、また、全戸配布のチラシで制度を周知した。	定期的に広報しまもとやしまもと社協だよりに掲載し、また、全戸配布のチラシで制度を周知	定期的に広報しまもとやしまもと社協だよりに掲載し、また、全戸配布のチラシで制度を周知している。	今後もきめ細かな相対対応を継続する。	福祉推進課
	生活困窮者に対し、個別に事情を確認したうえで、本人の意向のもと、自立に向けたプランを策定し、就労支援や日常生活における自立や社会生活における自立を支援します。	生活困窮者自立支援法に基づく各種事業を実施 ①自立相談支援 →受付80人、うちプ ラ作成31件・就労支援12人(就労者5人・増収者5人) ②家計相談支援 18件 ③住居確保給付金 2件 ④一時生活支援 1件 ⑤就労準備支援事業 0件 ⑥ひきこもり当事者・家族に対する相談支援を実施(不登校除く)	生活困窮者自立支援法に基づく各種事業を実施	生活困窮者自立支援法に基づく各種事業を実施 ※R2年度から「ひきこもりの当事者・家族に対する支援も開始 ※R3年度から、すぐには一般就労が難しい方に、コミュニケーション能力の向上や就労体験等の支援を行う「就労準備支援事業」を新たに開始	現状においても、現に困窮する人だけでなく、将来の不安や生きづらさを抱える人への幅広い支援を行っているが、今後検討する「重層的支援体制」において、どのように各機関と連携し、包括的な支援を充実していけるか検討が必要。	福祉推進課
	生活に困っている人のうち家計管理に問題を抱える人に対し、家計の現状把握から家計改善に取り組むための支援、各種制度・サービスへの支援を行います。	生活困窮者自立支援法に基づき家計改善にむけた支援を実施 →支援18件	生活困窮者自立支援法に基づき家計改善にむけた支援を実施	家計管理に問題を抱える方に「家計改善支援」を実施	継続実施	福祉推進課
	離職により住まいを失った人や、そのおそれのある人に対し、期間を定めて家賃相当額の住居確保給付金を給付するとともに、就労に向けた支援を行います。	生活困窮者自立支援法に基づき住居確保給付金を支給。 →支給2件	生活困窮者自立支援法に基づき住居確保給付金を支給	離職により住まいを失った方に「住居確保給付金」として家賃相当額を支給した。(コロナ禍初期のR2年度には利用が増加)	継続実施	福祉推進課
	住まいを失った人に対し、宿泊場所や食事を一時的に提供します。	生活困窮者自立支援法に基づき一時生活支援を実施している。 →支援件数1件	生活困窮者自立支援法に基づき一時生活支援を実施	住居を失った方に宿泊場所を提供する「一時生活支援事業」を実施(コロナ禍初期のR2年度には利用が増加)	継続実施	福祉推進課
	関係機関と連携し、生活困窮者支援を通じて、誰もが共に暮らしていける地域づくりに努めます。	毎月、町と事業の委託先である社協で支援調整会議を開催している。また、就労準備支援の大阪府広域事業の受託者であるA'ワーク創造館ともケース会議を実施している。	毎月、町と事業の委託先である社協で支援調整会議を開催	生活困窮者支援に関し、関係機関による支援調整会議を実施	継続実施	福祉推進課
	高齢者、障害者等の就労が困難な方を対象に就労に向けた相談支援等、就労支援を通じて生活の安定を図ります。	人権文化センター内で毎週火・金曜日に地域就労支援相談を実施しており、就労支援を通じて高齢者、障害者等の就労が困難な方の生活の安定を図っている。	人権文化センター内で毎週火・金曜日に地域就労支援相談を実施し、就労支援を通じて高齢者、障害者等の就労が困難な方の生活の安定を図る。	地域就労支援事業を実施 生活困窮者自立支援事業等による、高齢者、障害者等の就労が困難な方の生活の安定のため、就労支援を行った、	継続実施	福祉推進課 にぎわい創造課
③ 就労の支援	就労することに困難を抱えている人は、生活の問題やその他複合的な問題を抱えている可能性があるため、就労支援と自殺対策を連携して進めることで、生きることを支援します。	複合的な課題を抱えるケースについては、こころの健康相談で医療につなげることや、保健所からアドバイスをもらうなど、専門的な意見を取り入れ、課題の整理をした上で支援に取り組むことができた。	複合的な課題を抱えるケースについて、こころの健康相談で医療につなげることや、保健所からアドバイスをもらうなど、専門的な意見を取り入れ、課題の整理をした上で支援に取り組む。	複合的な課題を抱えるケースについて、こころの健康相談で医療につなげることや、保健所からアドバイスをもらうなど、専門的な意見を取り入れ、課題の整理をした上で支援に取り組んだ。	就労することに困難を抱えている人は、生活の問題やその他複合的な問題を抱えている可能性があるため、課題をまずは整理した上で各関係機関連携して支援を行う。	福祉推進課

「第1期自殺対策計画」（計画期間：令和元年度～令和6年度）				計画期間の総括(R1～R6年度)		
個別施策	施策内容(計画記載)	R5実績	R6見込	主な成果	今後の課題・方向性	所管課

【重点施策】2. 高齢者に対する自殺対策の推進

① 地域ケア会議の充実	地域の高齢者が抱える問題等を把握し、地域ケア会議で共有することで、自殺リスクの高い人に対する支援について、関係機関において連携を図ります。	自殺リスクのある方の事例ではないが、地域包括支援センターと協働で困難事例の地域ケア会議を6回開催した。	必要に応じて地域包括支援センターと協働で困難事例の地域ケア会議を開催	地域で処遇困難となっている事例の適切な支援につながった。	地域ケア会議等を通じて、関係機関が連携して、円滑に支援できる体制づくりに努める。	高齢介護課
② 健康で生きがいのある暮らしの実現	年長者クラブの活動やいきいき百歳体操、かみかみ百歳体操等の地域づくりを通して、健康づくり・生きがいづくりを促進します。	・年長者クラブの活動 ・高齢者の健康と生きがいづくりに資する事業としてグラウンドゴルフや健康づくりの講演会など実施した。 ・いきいき百歳体操等 ・専門職が各地域拠点を巡回するおさらい月間を実施し、活動支援に努めた。	・年長者クラブ活動を支援 ・いきいき百歳体操等の介護予防事業を実施	・年長者クラブの活動支援につながった。 ・いきいき百歳体操を通じて町内の介護予防事業の促進につながった。	年長者クラブの健康と生きがいづくり事業やいきいき百歳体操の地域拠点の拡大を通じて、町内の高齢者の健康づくり・生きがいづくりの充実に努める。	高齢介護課
③ 高齢者の権利擁護の推進	判断能力に不安を抱える高齢者の中には、認知症等、自殺のリスクが高い人も含まれる可能性があるため、権利擁護事業の中で当事者と接触する機会があれば、自殺のリスクが高い人の情報を把握し、必要に応じて支援します。	・高齢者虐待対応 通報・10件 ・成年後見制度利用支援事業 →町長申立て 高齢者0件 ・認知症初期集中支援チーム 支援件数5件	高齢者の虐待防止、成年後見制度利用支援事業を実施	高齢者の虐待防止や権利擁護を図ることができた。	認知症の方や介護が必要な方が安心して生活できるように、引き続き、高齢者の権利擁護に努める。	高齢介護課
④ 高齢者の就労の機会づくり	長年の人生の中で培ってきた経験や優れた能力、技能を持つ高齢者が自己の能力を活かした就業機会を得られるよう、また、社会参加による生きがいづくりにつながるよう、シルバー人材センターの取組に対して支援します。	シルバー人材センターに対して補助金を交付した。 高齢者の就労支援のため、シルバー人材センターの取組を支援している。	シルバー人材センターに対して補助金を交付 高齢者の就労支援のため、シルバー人材センターの取組を支援	シルバー人材センターに対して補助金を交付 高齢者の就労支援のため、シルバー人材センターの取組を支援	シルバー人材センターが自立運営できるよう支援を行う。	にぎわい創造課
⑤ ひとり暮らし高齢者等実態把握事業の推進	ひとり暮らし高齢者等実態把握事業において、同意を得た高齢者の名簿を、個人情報取扱いに注意した上で民生委員児童委員と共有し、日頃の見守り活動において、心身の状況(アルコール問題等依存症を含む)を把握し、専門的な支援が必要な方を行政につなぐ等の連携を図ります。	ひとり暮らし高齢者等実態把握事業 令和5年度対象者:204名 登録者数:97件	ひとり暮らし高齢者等実態把握事業を実施	町内でのひとり暮らし高齢者の状況把握とともに、日ごろの見守り体制の構築につなげることができた。	引き続き、民生委員児童委員と協力して、ひとり暮らし高齢者の見守りに努める。	高齢介護課
⑥ 福祉ふれあいバス等を通じた啓発の実施	高齢者向け相談機関の窓口一覧情報等を福祉ふれあいバス車内や年長者福祉センターに掲示することにより、高齢者への相談先情報等の周知を図ります。	高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターについて、広報・ホームページ等への掲載等により、周知に努めている。 なお、福祉ふれあいバス車内での周知はスペースの関係もあり、難しいと考える。	高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターについて、広報・ホームページ等への掲載等により、周知に努めている。 なお、福祉ふれあいバス車内での周知はスペースの関係もあり、難しいと考える。	高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターについて、広報・ホームページ等への掲載等により、周知に努めた。 ※福祉ふれあいバス車内での周知はスペースの関係もあり、難しい。	引き続き、広報やホームページ等を通じて高齢者に対する相談窓口の周知に努める。	高齢介護課 福祉推進課